

令和6年度諏訪市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当市の農地の大部分を占める平坦地は、諏訪湖の堆積物で構成された水分量の多い土壌のため、水稻耕作が主となっており、畑作への転換が困難である。麦や大豆については、ブロックローテーションによる転換に取り組んだこともあったが、湿害の影響を受け、営農の定着が困難であった。

中山間地域においては、多様な農作物が作付されている。水田においても水稻だけでなく、そばや野菜などの転作が積極的に行われている。しかし、鳥獣害による被害が深刻化しており、耕作放棄地の増加が懸念される。加えて、農業者の高齢化や後継者不足によって市全域で不耕作地や遊休農地が増加しており、特に中山間地域で顕著である。

都市近郊農地が大部分を占めるため、宅地需要が多い。そのため、農地の減少傾向が強い。地価が高いため、住民の財産保有意識が強いことから、農地の利用集積等が進みにくい傾向がある。その一方、水稻の大規模農業者が数件存在し、高齢化または後継者不存在等による離農した者からの受託や貸付の受け皿となっている。現在、行政と当該大規模農業者が協力し、農地利用集積事業を推進しているところである。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

前述のように、当市の農地の大部分では畑作化は困難である。しかしながら、地域でまとまって野菜や花きに取り組む動きもある。また、中山間地域では転作の取組が進んでいる。各農家には、各種補助制度を活用し、設備強化や市場ニーズに応じた品種などの作付に努めてもらい、より戦略的な経営を推進するよう働きかけていく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

前述のように、当市の農地の大部分では畑作化は困難である。水田地域で集積化事業を推進中であるため、広い面積での畑地化も計画できない状況である。仮に畑地化を行うとしても、土壌改良に多額の初期投資が必要となる上、小規模での転換となることから、戦略的な経営は困難である。結果、当市での畑地化の動きは鈍い。

水稻作付を行う予定がない転作田など、畑作が定着していると考えられる箇所については、畑地化支援を活用した畑地化を視野に入れて対応する。

水田の利用状況について、水稻作（水張）を組み入れない作付け体系が数年以上定着して畑作物のみを生産し続けている水田がないか等を、毎年行う点検で点検し、ブロックローテーション体系の構築を図る。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

米の作付面積は農地の50%以上を占める重要な部分であり、とりわけ平坦地は生産性が高いものの、未だに小規模・兼業・高齢者農家の比率が高く経営効率が悪い。

これらの地域の実情を踏まえ、今後は担い手による利用権の設定及び農作業受委託の推進等により、農地の利用集積を推進する。

米の品質の向上については、農協、農業農村支援センター等の指導の下で、地球温暖化に対応した水稻の栽培基準を策定し、食味に配慮した品種の選定を行う。それとともに、栽培履歴の記帳を通じた農薬の適正使用や、減農薬栽培技術の確立・普及を推進する。その他、農業技術者連絡協議会と連携し、農作業適期指導、胴割米やカメムシ対策等の具体的指導を行い、今後も、安心安全で、高品質な諏訪の米を消費者にアピールし「諏訪米」のブランド化を図る。

米の販売については、農協への委託販売を基本とするが、農協生産者直売所「夢マーケット」「さざなみ新鮮市」を積極的に利用し、栽培履歴が明らかな、安心・安全な米の販路を拡大する。また、これらを通じ、地産地消の促進、外食産業への安定的な需要、県内実需者への供給と、バランスよく対応していきたい。

(2) 備蓄米

J Aでの落札状況にもよるが、J A信州諏訪において、当市協議会にも配分いただいている。地域間調整と併せて、生産数量目安値内での作付達成のためには必須の取組である。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

加工用米の取組が停滞傾向であるため、取組の裾野を広げるための手段と考えている。しかし、過去に具体的な取組の例が無く、畜産農家などの地域内でのニーズも多くないため、今後の検討課題である。

イ 米粉用米

現状、取り組む農家はいないが、大規模農家を中心に取組への呼びかけを行っていく。

ウ 新市場開拓用米

令和3年産から大規模農家に取り組む。新型コロナの影響で海外需要が低調であったが現在は需要が回復している。今後の動向によっては契約数量の増も視野に入れた検討を行っている。

エ WCS 用稲

現状、取り組む農家はいないが、大規模農家を中心に取組への呼びかけを行っていく。

オ 加工用米

当市では従前より大規模農家に取り組んでおり、近年は実需者ニーズが高まっているため、契約数量増が見込める状況である。今後も取組への呼びかけを行っていく。

(4) 麦、大豆、飼料作物

地下水位が高く、大雨による湿害を受けやすいため、麦や大豆の転作は進んでいない。しかし近年、地産地消が進む中で地場産のものを使った加工品に対する需要は大きいため、作付面積の拡大を図る。

令和元年までは中山間地域の一部の転作田で飼料作物の作付を行っていたが、当該地区の農家が家畜を飼育しなくなったため、飼料作物の代わりにそばを作付するようになった。以後は飼料作物に取り組む農家はいないが、要望に応じて個々に対応する。

(5) そば、なたね

そばは収穫用の機械や乾燥施設がなく、山際の農地については鳥獣被害対策が必要になってくるため、栽培は難しいが、後山区では長野県の新ブランドである「ひすいそば」の原材料である「長野S 8号（令和元年以降は長野S 11号）」の採種事業を平成25年より「後山そば組合」を立ち上げ開始した。多くの農作業器具を他地域のそば所から借用しながら試行錯誤している。市では元気作り支援金等の助成金を含めた援助を行い、少しずつではあるが継続的な営農を可能にするための支援を続けている。

また、平成27年の段階で約3.5haの耕作放棄地がそばのほ場として復帰するなど遊休農地対策としても期待されている。今後は土壌改良や施肥量の種類や量の見直しによる採種そばの生育技術の確立、適正期での収穫を可能にするため農作業器具の完備を行い、収量の増加を目指し手取りを上げ継続可能な営農を目指していく。

(6) 地力増進作物

現状取り組む農家はいないが、高収益作物の生産に適する水田が限られているため同一の水田で連作をして輪作等の対策が取れない小規模農家に対して地力増進作物の作付により連作障害を防ぎ安定した品質で生産できるよう、支援を行う。

・対象作物については、燕麦・ヘアリーベッチ・ライ麦・レンゲ等。

(7) 高収益作物

野菜は、キュウリ・トマト等を重点に、高品質堆肥等による土作りと連作障害技術の確立により、高品質・安定生産に努めるとともに、出荷規格の統一、共販体制の移行を進めてきた。キュウリ・トマトは、収穫量・出荷量ともほぼ横ばいの状況が続いているが、優良な品質により、実需者と結びつきのある需要も多い。引き続き、これら作物の産地確立を推進と担い手の確保と担い手への農地集積を図る。その他の品目としては、スイートコーンの出荷が増加しつつあり、新品種の導入（ゴールドラッシュ・ピュアホワイ）によりこれからの地域の基幹品目として推進したい。今後は、県と連携しつつエコファーマー制度の推進を図り、実需者のニーズに答えるとともに、新しい品目を模索したい。また、女性や高齢者の労力を配慮し、パセリ・ほうれんそう等軽量品目を振興するとともに、上野大根を中心とした地域特産農産物の産地の維持・強化を図るものとしていきたい。これらの野菜についても、米と同様、農協生産者直売所の積極的な利用を推進する。

花きについては、バラ・リンドウ・カーネーション・キクなどが主力として栽培されている。今後も引き続き、関係機関と連携しつつ新技術、新品種、新品目の導入を図り、地域に適合した品目の産地化を推進し、共販体制への移行を進め多様化する流通に対応した有利販売に努める。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等	当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作	うち 二毛作	うち 二毛作	うち 二毛作
主食用米	335.8		341		330
備蓄米	2		0		0
飼料用米	0		0		0
米粉用米	0		0		0
新市場開拓用米	7.5		7.4		8
WCS用稲	0		0		0
加工用米	8.2		8.2		10
麦	0		0		0
大豆	0.1		0.1		0.1
飼料作物	0		0		0
・子実用とうもろこし	0		0		0
そば	6.3		6.3		6.5
なたね	0		0		0
地力増進作物	0		0		0
高収益作物	12.1		12.1		13.1
・野菜	7.5		7.5		8
・花き・花木	4.5		4.5		5
・果樹	0		0		0
・その他の高収益作物	0.1		0.1		0.1
その他	0		0		0
・〇〇	0		0		0
畑地化	0		7.1		8

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	地域振興作物（別紙のとおり）（基幹のみ）	地域振興作物への助成	交付対象面積（a）	（R5年度）322a	（R6年度）330a （R7年度）340a （R8年度）350a
2	キュウリ、トマト、スイートコーン、カーネーション、キク、リンドウ、バラ（基幹のみ）	地域振興作物（重点振興作物）への助成	交付対象面積（a）	（R5年度）887a	（R6年度）900a （R7年度）910a （R8年度）920a
3	キュウリ、トマト、スイートコーン、カーネーション、キク、リンドウ、バラ（基幹のみ）	担い手の地域振興作物（重点振興作物）生産への助成	交付対象面積（a）	（R5年度）410a	（R6年度）600a （R7年度）610a （R8年度）620a
4	加工用米、新規需要米（飼料用米、米粉用米、新市場開拓用米、WCS用稲）（基幹作物）	加工用米・新規需要米助成	交付対象面積（a）	（R5年度）1,570a	（R6年度）1,560a （R7年度）1,580a （R8年度）1,600a
5	そば（基幹）	そばの取組（地域の取組に応じた配分の対象分）	交付対象面積（a）	（R5年度）629a	（R6年度）630a （R7年度）650a （R8年度）670a
6	新市場開拓用米（基幹作物）	新市場開拓用米の取組（地域の取組に応じた配分の対象分）	交付対象面積（a）	（R5年度）47a	（R6年度）100a （R7年度）120a （R8年度）140a
7	新市場開拓用米（基幹のみ）	新市場開拓米の複数年契約（地域の取り組みに応じた配分）	交付対象面積（a）	（R5年度）0a	（R6年度）100a （R7年度）120a （R8年度）150a
8	なたね・地力増進作物（燕麦・ヘアリーベッチ・ライ麦・レンゲ・マリーゴールド・緑肥用トウモロコシ・チャガラシ・クロタラリア・セスバニア・クリムゾンクローバー・ソルガム・ひまわり）（基幹作）	なたね・地力増進作物作付の取組（地域の取組に応じた配分の対象分）	なたねの作付け面積（a）	（R5年度）0a	（R6年度）0.4a （R7年度）0.6a （R8年度）0.8a
			地力増進への取組（a）	（R5年度）0a	（R6年度）0.4a （R7年度）0.6a （R8年度）0.8a

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:長野県

協議会名:諏訪市地域農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	地域振興作物への助成	1	9,800	地域振興作物(別紙のとおり) (基幹のみ)	助成対象者が、助成対象水田(経営所得安定対策等実施要綱別紙11に規定する助成水田をいう。なお、助成単位はaとし、小数点以下は切り捨てるものとする。))において、権原に基づいて対象作物を通常の栽培方法(当地域における栽培として通常の収穫を挙げるのに十分な植栽密度があるとともに通常の肥培管理が行われていること。))により栽培した場合に、作物作付の面積に応じて助成する。
2	地域振興作物(重点振興作物)への助成	1	12,500	キュウリ、トマト、スイートコーン、カーネーション、キク、リンドウ、バラ (基幹のみ)	助成対象者が、助成対象水田(経営所得安定対策等実施要綱別紙11に規定する助成水田をいう。なお、助成単位はaとし、小数点以下は切り捨てるものとする。))において、権原に基づいて対象作物を通常の栽培方法(当地域における栽培として通常の収穫を挙げるのに十分な植栽密度があるとともに通常の肥培管理が行われていること。))により栽培した場合に、作物作付の面積に応じて助成する。
3	担い手の地域振興作物(重点振興作物)生産への助成	1	3,500	キュウリ、トマト、スイートコーン、カーネーション、キク、リンドウ、バラ (基幹のみ)	助成対象者が、助成対象水田(経営所得安定対策等実施要綱別紙11に規定する助成水田をいう。なお、助成単位はaとし、小数点以下は切り捨てるものとする。))において、権原に基づいて対象作物を通常の栽培方法(当地域における栽培として通常の収穫を挙げるのに十分な植栽密度があるとともに通常の肥培管理が行われていること。))により栽培した場合に、作物作付の面積に応じて助成する。
4	加工用米・新規需要米助成	1	2,500	加工用米、新規需要米(飼料用米、米粉用米、新市場開拓用米、WCS用稲) (基幹作物)	助成対象者が、助成対象水田(経営所得安定対策等実施要綱別紙11に規定する助成水田をいう。なお、助成単位はaとし、小数点以下は切り捨てるものとする。))において、加工用米または新規需要米を50a以上作付し、かつ販売を行った場合に、作物作付の面積に応じて助成する。
5	そばの取組(地域の取組に応じた配分の対象分)	1	20,000	そば(基幹)	助成対象者(経営所得安定対策加入者であり、そばの作付を行った販売農家・集落営農で、経営所得安定対策等実施要綱別紙13の追加配分の手順による手続きが行われている者)が助成対象水田(経営所得安定対策等実施要綱別紙11に規定する助成水田をいう。なお、助成単位はaとし、小数点以下は切り捨てるものとする。))において、そばを実需者等との販売契約に基づき作付した面積に助成する。
6	新市場開拓用米の取組(地域の取組に応じた配分の対象分)	1	20,000	新市場開拓用米(基幹作物)	助成対象者が、助成対象水田(経営所得安定対策等実施要綱別紙11に規定する助成水田をいう。なお、助成単位はaとし、小数点以下は切り捨てるものとする。))において、新規需要米を50a以上作付し、かつ販売を行った場合に、作物作付の面積に応じて助成する。
7	新市場開拓米の複数年契約(地域の取組みに応じた配分)	1	10,000	新市場開拓用米(基幹のみ)	助成対象者が、助成対象水田(経営所得安定対策等実施要綱別紙11に規定する助成水田をいう。なお、助成単位はaとし、小数点以下は切り捨てるものとする。))において、新規需要米を50a以上作付し、かつ販売を行った場合に、作物作付の面積に応じて助成する。
8	なたね・地力増進作物作付の取組(地域の取組に応じた配分の対象分)	1	20,000	なたね・地力増進作物(燕麦・ヘアリーベッチ・ライ麦・レンゲ・マリーゴールド・緑肥用トウモロコシ・チャガラン・クロタリア・セスバニア・クリムゾンクローバー・ソルガム・ひまわり)(基幹作)	助成対象者が、助成対象水田(経営所得安定対策等実施要綱別紙11に規定する助成水田をいう。なお、助成単位はaとし、小数点以下は切り捨てるものとする。))において、権原に基づいて対象作物を通常の栽培方法(当地域における栽培として通常の収穫を挙げるのに十分な植栽密度があるとともに通常の肥培管理が行われていること。))により栽培した場合に、作物作付の面積に応じて助成する。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

地域振興作物への助成 別紙

○野菜

- (あ) アスパラガス、イチゴ、ウド、えごま、エンダイブ、オクラ
- (か) カブ、カボチャ、カリフラワー、かりもり、キャベツ、行者ニンニク、クワイ、小松菜
- (さ) ササゲ、サツマイモ、里芋、サヤインゲン、サヤエンドウ、シシトウ、シロウリ、シマウリ、春菊、シソ、ショウガ、スイカ、ズッキーニ、セルリー
- (た) 大根、タマネギ、タアサイ、タラの芽、チンゲンサイ、漬け瓜、漬け菜類、トウガラシ
- (な) ナス、ニンジン、ニンニク、ネギ、野沢菜
- (は) 白菜、馬鈴薯、パセリ、ピーマン、フキ、ブロッコリー、ホウレンソウ
- (ま) 豆類（大豆を除く）、マコモダケ、水菜、ミニトマト、ミョウガ、メロン、モロヘイヤ
- (や) ヤーコン
- (ら) レンコン、レタス、ルバーブ
- (わ) ワラビ

○花卉

トルコギキョウ、カスミ草、カサブランカ、アマランサス、アルストロメリア
スターチス、デルフニューム、ユリ、カラー、ブプレ、アスター、コスモス、ゼラニウム、
姫ヒマワリ